

中間市第 4 期債権管理計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 2 月

中間市

目次

1. はじめに	1
2. 計画期間	1
3. 債権管理の実績・現状・課題	1～11
4. 目標徴収率（令和 6～8 年度）	12
5. 目標実現に向けた債権管理の取組	12～18

別表 1

別表 2

別表 3

1. はじめに

本市では、公正かつ公平な市民負担の確保及び債権管理の適正化を図り、健全な行財政運営に資することを目的として、平成 26 年 4 月 1 日から「中間市債権管理条例」を施行し、市の債権の管理及び整理回収に関する事務処理について、全庁一体となった取組みを進めている。

本計画は「中間市債権管理条例」の規定に基づき、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として、平成 27 年度より 3 年間の債権管理計画を策定しており、令和 5 年度には第 3 期債権管理計画の計画期間が終了することから、本市の債権管理の課題や現状を踏まえ、令和 6 年度から 3 年間の債権管理計画を策定するものである。

なお、本計画内に明記されている各債権については、令和 5 年 10 月末時点で本市が保有している債権であり、現年分債権の発生がなく、滞納繰越分が完納となっている債権については明記していないが、計画期間中に新たな債権が発生した場合は、債権管理マニュアルに基づき適正に事務処理を行うものとする。

2. 計画期間

令和 6 年度～令和 8 年度

3. 債権管理の実績・現状・課題

(1) 全体の実績、現状、課題について

別表 1 を見ると、毎年定期で発生する債権（市税、使用料など）の徴収率は、目標設定がしやすいこともあり、目標に近い数値となっているが、不正または不当利得などにより発生する債権（返還金など）の徴収率は、債権の発生が不定期であるため、目標設定がしづらく、現年分の目標徴収率を大きく下回っている債権が多い。

別表 2 を見ると、令和 2 年度から令和 4 年度の間に合計 52,491 千円の債権放棄を行い、合計 186,099 千円の不納欠損処理を行った。また、この 3 年間で未収額は合計 102,888 千円減少した。

債権放棄に関しては、平成 26 年度に中間市債権管理条例が施行されてから、毎年度徴収見込みの無い債権の放棄を行っており、未収額の圧縮に努めている。

不納欠損に関しては、時効経過前までに、滞納者の資力の有無を調査し、財産が無い場合などには、強制徴収公債権については、滞納処分の停止を行い、私債権については、時効経過後に徴収見込みのない債権で、債権管理条例第 19 条各号のいずれかに該当するものは、債権放棄を実施することに重点をおいてきた。

財産調査に関して、近年、国が投資を勧めていることもあり、投資を行っている

方が増加していることや、暗号資産や電子マネーなどといった新たな形での財産を所有している方が増加しているため、そのような財産に対する調査や処分にも早期に対応し、市民負担の公平性確保に向け、財産のある滞納者からは確実に徴収していく必要がある。

新たな取組みとして、市税等の一部の債権ではあるが、令和2年度からコンビニ収納を、令和3年度からスマホアプリ決済を、令和5年度から地方税統一QRコードによる納付及びWEB口座振替受付サービスを開始し、納付機会の拡大及び利便性の向上を図り、債権回収の効率化に繋げた。

また、令和2年度から債権保有課の徴収困難事案を収納課に移管し、財産のある滞納者に対しては、財産差押や支払督促などの裁判上の請求を行っている。

しかし、債権保有課単独では、十分に滞納処分や裁判上の請求を行えていないため、継続して債権保有課単独でも適正な債権整理を行えるよう指導等を行い、全庁一体となった債権管理の実現を目指す必要がある。

(※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録標章です。)

(2) 各債権の実績、現状、課題について

【市税】強制徴収公債権：5年 収納課

徴収率について、現年分は、令和2年度のみ目標に達し、滞納繰越分は、令和3、4年度は目標に達している。新型コロナウイルスの影響による納税の猶予、新型コロナ助成金等の支給による課税額の増加や高額追徴課税などの影響により、令和2年度から令和4年度の3年間で現年調定額や未収額の増減はあったものの、市税の現年分は99%前後を維持することができた。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で13,473千円減少した。

現状としては、電話、文書等による催告を行い、催告に応じない者について財産調査を行っている。調査の結果、財産のある者に対しては差押を実施し、財産がない者に対しては滞納処分の停止を実施している。

しかし、現状、滞納者の保有財産の多様化によりこれまでの財産調査では財産の発見に至らず、財産の差押ができない事案がある。よって、これまで以上に早期に滞納者の財産状況を把握し、適正な滞納処分を行う必要がある。

【国民健康保険税】強制徴収公債権：5年 収納課

徴収率について、現年分は各年度、滞納繰越分は令和4年度のみ目標に達している。これまで、国民健康保険加入者の減少により現年調定額は年々減少していたが、令和4年度は、新型コロナ助成金等の支給による課税額の増加や高額追徴課税などの影響により、現年調定額が増加したため、現年分徴収率が減少した。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で15,946千円減少した。

現状としては、電話、文書等による催告を行い、催告に応じない者について財産調査を行っている。調査の結果、財産のある者に対しては差押を実施し、財産がない者に対しては滞納処分の停止を実施している。調査や聞き取りなどで、解雇等で失業し無収入となっていた場合は、滞納者に対して、非自発的失業による軽減申請を行うよう促している。また、収入が前年と比較し大幅に減少していた場合、減免申請を行うよう促している。

しかし、滞納者の保有財産の多様化により、これまでの財産調査では財産の発見に至らない点は市税等と共通するが、滞納者の多くは年金を受給していないかあるいは少額受給している高齢者、無職者、自営業者であり、財産の差押ができない場合が多い。よって、財産調査により財産が発見できない場合は、早期に滞納処分の停止を実施し、滞納整理を行う必要がある。また、自営業者には多岐にわたる財産の調査を行う必要がある。

【介護保険料】強制徴収公債権：2年 収納課

徴収率について、現年及び滞納繰越分ともに目標に達しており、現年分は99%以上で滞納繰越分も各年度の目標を大きく上回り、高い徴収率を維持している。

未収額については、令和2年度末から令和4年度末で1,496千円減少した。

大半が年金からの特別徴収となっているため、滞納となることは少ない。滞納者の多くは、特別徴収の対象とならない者（年金年額18万円未満、無年金、年金担保者）であるため、低所得者が多い。

令和4年3月末で年金担保貸付の申込受付が終了となり、今後は年金担保が原因による滞納者は減少するため、適正に滞納処分を実施すれば、現年及び滞納繰越分徴収率も上がり未収額も減少していくと考えられる。

【後期高齢者医療保険料】強制徴収公債権：2年 収納課

徴収率について、現年及び滞納繰越分ともに目標に達していないのは、令和2年度のみで、令和3、4年度は現年及び滞納繰越分ともに目標に達し、高い徴収率となっている。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で1,087千円減少した。

介護保険料と同様で、大半の方が年金からの特別徴収となっているため、滞納となることは少ない。滞納者の多くは、特別徴収の対象とならない者（年金年額18万円未満、無年金、年金担保者）であるため、低所得者が多い。

令和4年3月末で年金担保貸付の申込受付が終了となり、今後は年金担保が原因による滞納者は減少するため、適正に滞納処分を実施すれば、現年及び滞納繰越分徴収率も上がり未収額も減少していくと考えられる。

【公共下水道事業受益者負担金】 強制徴収公債権：5年 下水道課

徴収率について、現年分は各年度、滞納繰越分は令和3年度のみ目標に達していない。

また、令和3年度の徴収率は前後の年度と比べると、現年分及び滞納繰越分が低くなっている。原因としては、現年分は令和2年度の新規下水道工事件数が少なかった影響で、令和3年度の新規賦課件数及び調定額が少なくなったことにより、徴収率が低くなった。滞納繰越分は令和2年度と令和4年度は収納課に債権移管をし、積極的に債権整理が行われたことで、徴収率が目標を大きく上回った。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で671千円減少した。

条例により、賦課対象区域の公告から3年経過後は賦課できなくなるため、固定資産税の免税点未満の土地、死亡者名義の土地、所有者が複数いる共有名義の土地等に適正に賦課する際には、各種調査が必要となり、通常に賦課するよりも時間を要している。

【公共下水道使用料】 強制徴収公債権：5年 下水道課

徴収率について、現年分は各年度で若干ではあるが、目標に達していない。滞納繰越分は各年度で目標を大きく上回っている。

未収額について、令和3年度まで年々増加していたため、令和4年度に収納課と共同で債権整理を行い、令和3年度末から令和4年度末で7,895千円減少した。

料金徴収事務を上水道課に委任しており、水道の使用水量等に応じて、下水道使用料を算出し水道料金と併せて請求している。生活保護及び非課税などの生活困窮世帯に対しても請求するため、生活困窮世帯が滞納となり一括納付が出来ない場合は、分割納付になることが多く、滞納解消までに長期間となる場合が多い。

また、水道の開栓契約は住民票住所地でなく給水使用地にて契約となるため、使用者の住民票住所地が不明な事案や閉栓後の転居先が不明な事案などがあり、滞納処分が実施できず適正に債権整理が出来ない事案が発生している。

【地域下水道使用料】 非強制徴収公債権：5年 下水道課

徴収率について、現年分は各年度で目標に達している。滞納繰越分は各年度の目標に達していない。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で2,778千円減少した。

地域下水道は令和3年9月末で、全て公共下水道に切替えが完了したため、令和4年度以降は現年分の債権が発生することはなくなった。

公共下水道使用料と同様で、料金徴収事務を上水道課に委任しており、水道の使用水量等に応じて、下水道使用料を算出し水道料金と併せて請求している。生活保護や非課税などの生活困窮世帯に対しても請求するため、生活困窮世帯が滞納となり一括納付が出来ない場合は、分割納付になることが多く、滞納解消までに長期間となる場合が多い。

また、水道の開栓契約は住民票住所地でなく給水使用地にて契約となるため、使用者の住民票住所地が不明な事案や閉栓後の転居先が不明な事案などがあり、裁判手続きが実施できず適正に債権整理が出来ない事案が発生している。

【保育料徴収金（公立）】強制徴収公債権：5年 こども未来課

徴収率について、現年分及び滞納繰越分ともに各年度の目標に達しており、令和3年度には現年分及び滞納繰越分ともに100%となり、令和4年度も現年分100%を維持し未収額が0円となった。

現年分が100%を維持できている要因として、令和元年10月の保育無償化により調定件数が減少したこと、現年分の滞納については児童手当からの特別徴収を積極的に行ったこと、令和3年度からコンビニ収納やスマホ決済が開始され納付機会の拡大が図られたことがあると考えられる。

【保育料徴収金（私立）】強制徴収公債権：5年 こども未来課

徴収率について、現年分は令和2、3年度は目標に達している。滞納繰越分は令和4年度のみ目標に達している。

未収額について、令和3年度まで年々減少し536千円となっていたが、令和4年度に増加し976千円となった。これは、未申告者（最高階層区分の保育料となる）の滞納が発生し令和4年度内に滞納処分を行えなかったこと（令和5年度に差押処分を行い滞納解消済）が主な原因である。

現年分の滞納は児童手当から特別徴収が可能であるが、児童手当額よりも保育料が高額で、特別徴収後の残額が滞納となっている事案がある。

【児童扶養手当返還金（不正利得）】強制徴収公債権：5年 こども未来課

現年分徴収率の目標徴収率は債権を発生させないことを目標にしていたため、前計画策定時には設定していなかった。しかし、虚偽申告により令和2、3年度に各1件新規事案が発生し、2件共に不正に得た手当を消費済で一括納付することが難しいと申し出があり、低所得者であったため現年分徴収率は低くなった。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で268千円減少した。

児童扶養手当は、障害年金等を受給している場合には年金額との差額を支給している。

従来は本人申告により、障害年金等の受給状況を把握していたが、令和2年度からマイナンバーを活用した年金照会が可能となり、早期に受給状況を確認できるようになったため、債権額の縮小には繋がっているが、未然に債権発生を防ぐことはできていない。

課題としては、滞納者のほとんどが低所得者のため、財産調査を行っても差押可能財産も無く、完納までの期間が長期化している。

【児童扶養手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課

徴収率について、現年分は令和4年度のみ目標に達している。滞納繰越分は令和2年度のみ目標に達している。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で314千円減少した。

児童扶養手当は、障害年金等を受給している場合に年金額との差額を支給している。

従来は本人申告により、障害年金等の受給状況を把握していたが、令和2年度からマイナンバーを活用した年金照会が可能となり、早期に受給状況を確認できるようになったため、債権額の縮小に繋がっているが、未然に債権発生を防ぐことはできていない。

課題としては、滞納者へ催告等ができていない案件が多数見受けられること。さらには、不正利得事案と同様で、滞納者のほとんどが低所得者であるため、少額分納となっており、完納までの期間が長期化している。

【児童手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課

徴収率について、令和2年度に新規に発生した債権のため目標設定はない。

分割納付により令和4年度中に完納となったが、令和5年度に新規債権が3件発生した。うち1件は、修正申告による所得超過で児童手当の返還が生じ、ほか2件は、過去に養子縁組していない子を誤って認定していたことが判明し返還が生じた。

新規債権が発生した場合、その要因を債務者に対して十分に説明をし、返還を行ってもらう必要がある。

【子育て世帯生活支援特別給付金返還金】私債権：5年 こども未来課

徴収率について、令和3年度に新規に発生した債権のため目標設定はない。分割納付により令和5年9月に完納となった。

【堤防道路水面使用料】非強制徴収公債権：5年 建設課

徴収率について、令和2年度に現年分及び滞納繰越分ともに100%となった以降、滞納事案はない。

適正に管理し、徴収することができている。

【老人福祉施設措置費徴収金】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

徴収率について、現年分は各年度100%で推移しており、滞納事案はない。

課題も特に生じていない。

【生活援助員派遣入居者使用料】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

徴収率について、現年分は各年度100%で推移しており、滞納事案はない。

課題も特に生じていない。

【生活保護費返還金 78 条（不正利得）】 強制徴収公債権：5 年 生活支援課

徴収率について、現年分及び滞納繰越分ともに各年度の目標に達していない。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で9,044千円減少した。

滞納者は、不実の申請やその他不正な手段により生活保護を受けた者で、不正に得た生活保護費を既に消費している場合が多く、ほとんどが生活保護及び非課税などの生活困窮世帯であるため、一括納付ができずに少額分納となり、滞納解消まで長期間となっている事案が多い。ここ数年、定期的に課税調査などを行い、不正受給事案を早期に発見できるようになったことで、高額滞納事案は減少している。

返還決定後も理解を示さず返還に応じないなど、悪質な事案は依然として多く、生活保護が廃止となった事案の中には、滞納者の所在が不明となり音信不通になるなど、徴収困難な事案もあり対応に苦慮している。

【生活保護費返還金 63 条（不当利得）】 強制徴収公債権：5 年 生活支援課

徴収率について、現年分は令和4年度のみ目標に達していない。滞納繰越分は各年度の目標に達している。債権の性質上、一括納付が可能な案件が多いことから78条（不正利得）に比べて徴収率は高くなっている。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で383千円減少した。

返還決定後に返還対象である生活保護費過払分を消費している場合に発生する債権で、法改正（平成30年10月1日施行）以降の生活保護費支給分は強制徴収公債権となったが、滞納者のほとんどが生活保護及び非課税などの生活困窮世帯であり、一括納付ができずに少額分納となり、滞納解消まで長期間となっている事案が多い。

なお、78条（不正利得）と同様に生活保護が廃止となった事案の中には、滞納者の所在が不明となり音信不通になるなど、徴収困難な事案もあり対応に苦慮している。

【生活保護費不正受給損害賠償金】 私債権：5 年※（3 年） 生活支援課

（※括弧内の年数は改正民法前の時効期間 以下同じ）

令和3年度に債務者から時効の援用の申出があり債権が消滅した。

【市有土地建物貸付料】 私債権：5 年（5 年） 公共施設管理課

徴収率について、現年分は各年度の目標に達していない。滞納繰越分は令和4年度のみ目標に達している。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で273千円増加した。増加要因としては、新型コロナウイルスの影響による収入減と賃借人の高齢化が主の原因と考えられる。

貸付地の多くが当初の契約から数十年が経過しているため、賃借人は高齢となり、老朽化した建物が増加している。賃借人に資力がある場合は、契約のとおり建物解体後に

土地が返還され、貸付件数も減少しているが、賃借人に資力がない場合は、貸付料の納付のみならず建物解体費用の捻出も困難であるため、徴収困難事案となっている。

裁判手続きで建物収去まで強制的に行うとなると、多額の費用が見込まれる。その費用は、賃借人に請求できるが、貸付料が徴収困難となっているため、その費用も徴収できずに市側が全額負担となる可能性が高い。建物収去後に新たに貸付できるような土地や再利用できるような土地であれば、その費用を賃借人から徴収ができなくても、建物収去後の収益を見込んで裁判を行うことは考えられるが、ほとんどの事案は、再利用できないような土地であるため、裁判費用を市が全額負担をしてまで行うべきか、関係各課と協議し進める必要がある。

【奨学資金貸付金】私債権：5年（10年） 学校教育課

徴収率について、現年分は各年度の目標に達していない。滞納繰越分は各年度の目標に達している。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で1,115千円減少した。

令和4年度は515千円の債権放棄を行い、条例に謳われている基金総額についても、債権放棄額と同額の515千円を条例改正により減額した。

現在の滞納件数は3件のみとなっている。

【国民健康保険診療費不当利得債権】私債権：5年（10年） 健康増進課

徴収率について、現年及び滞納繰越分ともに、各年度の目標に達していない。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で432千円増加した。増加要因としては、令和4年度末頃に高額事案が2件発生し、出納閉鎖期間までに回収ができなかったことが主な原因と考えられる。

令和4年度現年分からの滞納繰越として20件588千円の債権が発生しているが、医療機関等が患者の資格情報をオンライン上で確認できる「オンライン資格確認」の運用が開始されており、今後は資格の喪失後受診による債権の発生件数は減少する見込みである。

また、令和4年度から本債権の取扱いが変更（公債権から私債権）となったため、督促料及び延滞金や時効の取扱いなどの変更箇所へ注意し債権整理を行う必要がある。

【公費医療費第三者行為返還金】私債権：5年（3年） 健康増進課

令和3年度に滞納は解消され、新たに債権も発生していない。

【市営住宅使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

徴収率について、現年分は各年度の目標に達していない。滞納繰越分は令和3年度のみ目標徴収率に達していない。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で1,663千円減少した。

市営住宅の入居者は低所得者が多く、滞納期間が長期になり滞納額が高額になると、回収が難しくなる。これまで、滞納者に対しては、督促、催告を定期的に行うのみであったが、令和2年度以降は、高額滞納者に対して、明渡し請求を行うなど、適正な債権整理を行ったことにより、未収額減少に繋がったと考えられる。

【市営住宅駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

徴収率について、現年分は各年度の目標に達していないが、滞納繰越分は各年度100%となっており、翌年度内には全額回収ができています。

現状、翌年度内には全額回収ができていたこともあり、3か月以上滞納となっても使用許可取消しは行っていません。

また、中鶴建替事業に伴う駐車場新設により、契約者が増加し、臨戸訪問や電話催告などの事務作業が増えている。

【市営駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

徴収率について、現年分は令和4年度のみ目標に達している。滞納繰越分は令和3年度のみ目標に達している。

未収額について、令和2年度末から令和4年度末で211千円減少した。

滞納事案は2件のみで、2件とも居所不明や財産不明により徴収困難と判断し、令和3年度に徴収停止処理を行っている。

僅かではあるが、納期までに納付しない者がいるため、滞納繰越となることがある。

【住宅新築資金等貸付金】私債権：5年（10年） 人権男女共同参画課

令和5年4月1日時点で総貸付額に対する償還率は98.61%となっている。（未償還額24,910千円）

新規貸付は行われていないため、新たな債権は発生しないが、全ての事案が債権発生から、かなりの年数が経過しており、契約者や保証人が死亡している案件も多くある。

分納者の大半が長期分納者で、分納額の増額や新たに分納を開始する者もいないため、元利収入額は減少している。

徴収困難事案は、福岡県の償還推進助成事業に該当するように債権整理を行っており、補助要件を満たせば、福岡県へ申請を行っているが、償還推進助成事業の対象とならない事案もある。

【水道料金】私債権：5年（2年） 上水道課

徴収率について、現年分は令和2年度のみ目標に達していない。滞納繰越分は各年度

の目標に達していない。

未収額については、令和 3 年度まで年々増加していたため、令和 4 年度に収納課と共同で債権整理を行い、令和 3 年度末から令和 4 年度末で 8,900 千円減少した。

水道料金は、下水道使用料と併せて請求しており、強制徴収公債権である公共下水道使用料が滞納となれば、滞納処分が可能となるため、令和 3 年度から積極的に給与等の財産調査や差押を行ったところ、滞納者から水道料金を含めて一括納付される事案が多くあった。

生活保護や非課税などの生活困窮世帯に対しても請求するため、生活困窮世帯が滞納となり、一括納付が出来ない場合は、分割納付となることが多く、滞納解消までに期間を要している。

水道の開栓契約は、住民票住所地でなく給水使用地にて契約となるため、使用者の住民票住所地が不明な事案や閉栓後の転居先が不明な事案などがあり、裁判手続きが実施できず、適正に債権整理が出来ない事案が発生している。

【診療費】私債権：5 年（3 年）収納課

徴収率について、令和 2 年度の現年分は目標に達し、令和 2 年度末で中間市立病院が閉院となったため、令和 3 年度以降は新規発生の債権はない。滞納繰越分は各年度の目標に達していない。

未収額について、令和 2 年度末から令和 4 年度末で 7,552 千円減少した。

閉院後は収納課で債権整理を行い、滞納者（死亡の場合は相続人）へ催告、財産があると判断した滞納者へは支払督促、時効経過し徴収不可能と判断した事案は債権放棄を行った。

現在残っている事案は、低所得等で一括で納付することができないため、長期分納となっている事案や、催告不履行の時効未経過事案である。

今後、毎年度の収納額は減少し、滞納繰越分徴収率も大幅に増加することはないと考えられる。

【病後児保育利用負担金】私債権：5 年（2 年） さくら保育園

令和 5 年 4 月から無償化となったため、令和 5 年度以降の債権の発生はない。令和 4 年度まで現年徴収率は 100%で推移しており、滞納はない。

【延長保育料】非強制徴収公債権：5 年 さくら保育園

例年現年徴収率は 100%で推移しており、滞納はない。

【一時預かり保育利用負担金】私債権：5 年（2 年） さくら保育園

例年現年徴収率は 100%で推移しており、滞納はない。

【保育園主食費】私債権：5年（2年） さくら保育園
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【保育園通園バス利用料】私債権：5年（1年） さくら保育園
令和2年度末で通園バスを廃止したため、令和3年度以降の債権の発生はない。令和2年度の現年徴収率は100%で滞納はない。

【保育園副食費】私債権：5年（2年） さくら保育園
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

4. 目標徴収率（令和6～8年度）

（別表3参照）

5. 目標実現に向けた債権管理の取組

（1）各取組みについて

・全庁一体となった債権管理の取組

債権保有課の職員は、債権管理の重要性・必要性を認識し、適正公平な債権整理に取り組むと共に、全庁統一した債権管理を行うため、研修やヒアリングなどにより、債権管理業務のスキルアップを図る。

・市民負担の公平性確保に向けた取組

債権が発生した際は、早期に適正な債権整理を行い、債権保有課では債権整理が難しく、債権管理委員会で審議し債権保有課では対応できないと判断された事案は、収納課に徴収事務を移管し、適正な債権整理を行う。

・未収額圧縮の取組

現年度分の目標徴収率を確実に達成すると共に、滞納繰越分の債権整理を強化し、現年及び滞納繰越分の未収額圧縮を図る。

・納付機会の拡大の取組

市税等の一部の債権はコンビニやスマホ収納などに対応しているが、対応していない債権もできる限り対応させ、納付機会の拡大及び利便性の向上を図ることで、債権回収の効率化に繋げる。

（2）各債権の取組

【市税】強制徴収公債権：5年 収納課

現年分徴収率を維持しつつ、滞納繰越分徴収率も増加させ、財源を確保するために、職員の徴収技術向上を図り、資力のある滞納者に対しては差押を実施し、資力のない滞納者に対しては滞納処分を適正に判断し実施していく。

軽自動車税については、使用または所有していないにも関わらず、廃車手続きを行わずに賦課され続けているものが多くある。滞納者との折衝や現地調査等を行い、滞納者に廃車手続きを促し、課税保留が可能な案件は担当課へ課税保留を働きかける。

固定資産・都市計画税については、滞納者が所有する固定資産以外に財産がなければ、固定資産の換価価値を適正に判断し、滞納処分を実施していく。

市民税については、滞納者は営業所得者や退職・離職者などが多く、現状の収入状況などを把握するために時間を要することが多い。そのため、積極的に現地調査や搜索等で資力の有無を把握し、滞納額が増加する前に、早期に滞納処分を実施していく。

高額事案については、福岡県地方税徴収機動班や国税出身者の税務徴収指導員と共同して滞納整理を実施していく。

また、滞納者との折衝や財産調査を行う上で各種の減免もしくは猶予制度に該当しないかを判断し、該当する場合は申請等を促し、滞納者の減少に努める。

【国民健康保険税】 強制徴収公債権：5年 収納課

市民税と同様で、滞納者は営業所得者や退職・離職者などが多く、現状の収入状況などを把握するために時間を要することが多い。そのため、積極的に現地調査や捜索等で資力の有無を把握し、滞納額が増加する前に、早期に滞納処分を実施していく。

具体的な対応として、低所得の国民健康保険加入者は、家族等の社会保険被扶養者としての加入を促す。給与所得者は、給与調査を行い社会保険加入の有無を確認し、加入者には国保喪失手続きを促す。営業所得者は、必要経費などの控除を適正に処理し、適正な所得額で賦課されているかを確認し滞納整理を実施していく。

高額事案については、福岡県地方税徴収機動班や国税出身者の税務徴収指導員と共同して滞納整理を実施していく。

また、滞納者との折衝や財産調査を行う上で各種軽減、減免、猶予制度に該当しないかを判断し、該当する場合は申請等を促し、滞納者の減少に努める。

【介護保険料】 強制徴収公債権：2年 収納課

「3. 実績と現状等」(P.3)に記載のあるように、滞納者の多くは年金からの特別徴収の対象とならない者で低所得者が多い。

そのため、連帯納付義務者を含め、財産調査を行い、資力の有無を確認した上で、資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、差押を実施し、資力のない滞納者に対しては、家族構成等で扶養援助が可能であれば助言を行い、計画的な納付を促すとともに、適正公平な滞納処分に努める。

【後期高齢者医療保険料】 強制徴収公債権：2年 収納課

「3. 実績と現状等」(P.3)に記載のあるように、滞納者の多くは年金からの特別徴収の対象とならない者で低所得者が多く、賦課対象の大半が75歳以上と高齢で、収入の増加を見込むことは難しい。

そのため、連帯納付義務者を含め、財産調査を行い、資力の有無を確認した上で、資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、差押を実施し、資力のない滞納者に対しては、家族構成等で扶養援助が可能であれば助言を行い、計画的な納付を促すとともに、適正公平な滞納処分に努める。

【公共下水道事業受益者負担金】 強制徴収公債権：5年 下水道課

各種調査が必要な土地については、関係各課の指導を仰ぎながら早急に調査を行い適正に賦課していく。

滞納者に対しては、適宜催告を行い自主納付を促すが、資力があるにも関わらず納付がない場合は差押を、資力が無い者に対しては、滞納処分の停止を行い適正に債権整理を実施していく。

【公共下水道使用料】強制徴収公債権：5年 下水道課

適宜催告、分納金額の見直しは継続して行う。

下水道使用料は水道料金と併せて徴収しているため、水道料金滞納による給水停止を実施することで、公共下水道使用料も併せて納付される場合や、公共下水道使用料滞納による財産調査、差押を実施することで、水道料金も併せて納付される場合があるため、給水停止と滞納処分を使い分けて債権整理を実施していく。

開栓地が住民票住所地ではない滞納者については、給水停止時など滞納者と接見が出来た際に聞き取りを行うなど、住民票住所地の把握に努める。

【地域下水道使用料】非強制徴収公債権：5年 下水道課

適宜催告、分納金額の見直しは継続して行う。

現年分の債権は発生しないため、滞納のある閉栓者に対しては、各種調査を行い財産があれば収納課と連携し支払督促などの手続きを行っていく。

継続して下水道を使用している者は公共下水道に切り替わっており、公共下水道使用料が滞納となれば財産調査、差押が実施できるため、給水停止と滞納処分を使い分けて債権整理を実施していく。

開栓地が住民票住所地ではない滞納者については、給水停止時など滞納者と接見が出来た際に聞き取りを行うなど、住民票住所地の把握に努める。

【保育料徴収金（公立、私立）】強制徴収公債権：5年 こども未来課

令和5年度から口座振替手続きについて、二次元バーコードを用いたスマートフォンからの申請が導入された。現年度分の徴収率を維持するため、保護者に対して、より一層口座振替への切り替えを行うように勧奨していく。継続して滞納が発生した際は、早期に催告を行い、現年分については、児童手当からの特別徴収を徹底していく。

滞納繰越分については、適正に滞納処分を行い、滞納処分の停止中の者は、停止要件に継続して該当しているか等を確認していく。

【児童扶養手当返還金（不正利得）】強制徴収公債権：5年 こども未来課

新規認定請求時や現況届の際に受給者に対して注意喚起や生活実態の確認を行い、新規に債権が発生しないための取組について強化していく。

また、債権発生時の債権額が高額とならないように、現在年1回行っている年金の受給状況の照会回数を増やす。督促状の発送や催告書の送付を適切に行うとともに、財産

調査を行い、適正に滞納整理を行っていく。

【児童扶養手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課

新規認定請求時や現況届の際に、受給者に対して注意喚起や生活実態の確認を行い、新規債権が発生しないための取組を強化していく。

また、債権発生時の債権額が高額とならないように、現在、年1回行っている年金の受給状況の照会回数を増やす。督促状の発送や催告書の送付を適切に行うとともに、高額事案の分割相談時には、地方自治法施行令第171条の7の規定を念頭に、収納課と協議し債権整理を進めていく。

【児童手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課

新規債権を発生させないように、適正な認定事務を徹底する。新規債権発生後に一括納付できない者については、所得状況を確認し適正な分納金額で納付させる。

【子育て世帯生活支援特別給付金返還金】私債権：5年 こども未来課

令和5年度も同様の給付金事業を行っているため、支給ミスがないよう事務手続きを徹底するが、新規債権が発生した際は、早急に返還請求を行い、滞納繰越とならないように処理をしていく。

【堤防道路水面使用料】非強制徴収公債権：5年 建設課

これまで、高額、悪質滞納などはないが、そのような事案が発生した場合、債権管理マニュアルに沿った適正な処理をしていく。

【老人福祉施設措置費徴収金】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

現年徴収率100%を維持するため、適宜納付状況を確認しながら滞納が発生しないようにする。

【生活援助員派遣入居者使用料】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

現年徴収率100%を維持するため、適宜納付状況を確認しながら滞納が発生しないようにする。

【生活保護費返還金（78条）（63条）】強制徴収公債権：5年 生活支援課

生活保護受給者については、ケースワーカーと協力して分納管理をしていく。生活保護廃止者で納付不履行者については、催告を行い、各種調査、所在の把握を行う。併せて、強制徴収可能な事案は財産調査により、差押や滞納処分の停止を行う。滞納者が死亡した場合は、早期に相続人調査を行い、相続人に対して請求を行う。

【市有土地建物貸付料】私債権：5年（5年） 公共施設管理課

徴収困難事案については、関係各課と協議をし、裁判手続きによる建物収去を行うか判断をする。その他の事案については、訪問催告等を行い計画的な納付を促す。

また、資力のある賃借人の場合は、貸付土地の購入を提示するほか、家屋が老朽化している場合は建物収去を促すなど、新規に債権が発生しないための取組みを行う。

【奨学資金貸付金】私債権：5年（10年） 学校教育課

新規貸付事案が発生する見込みは少なく、現在の滞納件数は3件のため、確実に徴収できるように、分納者については分納管理を徹底し、不履行時は連帯保証人を含めて催告を行う。

催告不履行が続く場合は、収納課と連携し訴訟手続きによる徴収を検討する。

【国民健康保険診療費不当利得債権】私債権：5年（10年） 健康増進課

保険者間での医療費調整には債務者の承諾や当該保険者との調整等が必要であり、納付までに多大な事務量と時間を要すことから、原則として債務者から直接の納付を促すこととしているが、債権額が高額な事案等については、保険者間調整を活用し、確実に債権回収ができるよう努める。

なお、国保保険者間では、多大な事務量等を必要とせず、過誤調整が可能であることから、積極的に活用し債権回収をしていく。

本債権は、比較的少額な債権が多いことから費用対効果を考慮し、収納見込みのない少額債権について、徴収停止の要件に該当するか判断し処理を行っていく。

徴収困難事案は、債権管理条例第19条各号のいずれかに該当することとなれば、債権放棄を実施する。

【市営住宅使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

徴収率向上に向けた取組みとして、継続して滞納者及び連帯保証人に対し適宜催告を実施し、滞納月数が3か月に達した時点で「住宅明渡予告」を通知する。

その後、滞納者から納付相談等の連絡があり、生活困窮で分割納付となる場合、市民生活相談センターと連携し、家計の見直しを行い、確実な納付に繋げていく。

ただし、「住宅明渡予告」通知後も、相談もなく未払いであれば「住宅明渡請求」を通知し、市営住宅の明渡しに向けて訴訟手続きを実施していく。

また、財産のある滞納者及び連帯保証人に対しては、支払督促も検討する。

退去後の滞納について、滞納者及び連帯保証人の財産等が不明で回収不能となっている場合は、根拠法令に基づく徴収停止及び債権放棄等の処分を適正に行い、債権整理を進めていく。

【市営住宅駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

現年分については、滞納繰越とならないように債権管理を行う。納期内納付を行わない者については、電話催告、臨戸訪問を行い、3か月以上滞納となった者は駐車場の使用許可の取消し及び契約解除予告書の送付を行い、早期納付を行うよう催告を実施する。それでも、納付がない者は駐車場の使用許可の取消し及び契約解除を実施する。

【市営駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

現年分については、滞納繰越とならないように債権管理を行う。納期内納付を行わない者については、電話催告、臨戸訪問、駐車場の使用許可の取消し及び契約解除予告書の送付を行い、早期納付を行うよう催告を実施する。それでも、納付がない者は駐車場の使用許可の取消し及び契約解除を実施する。

また、徴収停止処分を行っている滞納繰越分の2件については、令和8年度までに財産等が見当たらなければ、債権放棄を実施する。

【住宅新築資金等貸付金】私債権：5年（10年） 人権男女共同参画課

現在の分納者に対し、分納不履行が無いよう随時状況を把握する。償還困難事案については、相続関係図を含めた滞納者情報を随時更新し、債権管理条例第19条各号のいずれかに該当することとなれば、債権放棄を実施する。

【水道料金】私債権：5年（2年） 上水道課

水道料金は下水道使用料と併せて徴収しているため、水道料金滞納による給水停止を実施することで、下水道使用料も併せて納付される場合や、公共下水道使用料滞納による財産調査、差押を実施することで、水道料金も併せて納付される場合があるため、給水停止と滞納処分を使い分け債権整理を実施していく。

また、滞納者の財産状況をできる限り把握し、停水措置や催告を行っても納付不履行で財産がある者に対しては、収納課と連携し支払督促等の裁判上の請求を行っていく。

開栓地が住民票住所地ではない滞納者については、給水停止時など滞納者と接見が出来た際に聞き取りを行うなど、住民票住所地の把握に努める。

なお、徴収困難事案は債権管理条例第19条各号のいずれかに該当することとなれば、債権放棄を実施する。

【診療費】私債権：5年（3年） 収納課

分割納付履行者は適宜分納額の見直し及び履行確認をし、催告不履行者は時効が経過するまでに可能な限り調査を行い、財産が発見できれば訴訟を行う。徴収困難事案は債権管理条例第19条各号のいずれかに該当することとなれば、債権放棄を実施する。

【延長保育料】 非強制徴収公債権：5年 さくら保育園
今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

【一時預かり保育利用負担金】 私債権：5年（2年） さくら保育園
今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

【保育園主食費】 私債権：5年（2年） さくら保育園
今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

【保育園副食費】 私債権：5年（2年） さくら保育園
今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

徴収実績表

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率			徴収実績率		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				現年分	滞納繰越分		現年分	滞納繰越分	
1	市税	収納課	現年分	98.9%	99.0%	99.1%	98.6%	99.2%	98.9%
			滞納繰越分	34.5%	28.5%	28.6%	32.2%	32.7%	34.8%
2	国民健康保険税	収納課	現年分	95.1%	94.7%	94.8%	96.1%	95.9%	95.0%
			滞納繰越分	28.8%	25.0%	25.1%	28.6%	24.2%	28.6%
3	介護保険料	収納課	現年分	99.7%	99.6%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%
			滞納繰越分	33.7%	34.8%	34.9%	43.3%	36.4%	40.5%
4	後期高齢者医療保険料	収納課	現年分	99.9%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%
			滞納繰越分	47.5%	40.0%	41.0%	36.6%	55.6%	55.6%
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	97.5%	92.0%	97.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%	42.5%	27.5%	43.6%
6	公共下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	97.8%	97.6%	97.8%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%	67.5%	49.0%	54.1%
7	地城下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	98.1%	98.5%	-
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%	34.6%	33.9%	30.9%
8	保育料徴収金(公立)	子ども未来課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%	73.1%	100.0%	-
9	保育料徴収金(私立)	子ども未来課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%	100.0%	99.2%	97.5%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%	13.4%	38.9%	73.2%
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	子ども未来課	現年分	95.0%	-	-	0.0%	34.7%	-
			滞納繰越分	11.0%	20.0%	20.0%	8.6%	3.7%	11.4%
11	児童扶養手当返還金(不当利得)	子ども未来課	現年分	95.0%	90.0%	90.0%	76.9%	52.6%	100.0%
			滞納繰越分	4.0%	10.0%	15.0%	36.9%	3.3%	5.0%
12	児童手当返還金(不当利得)	子ども未来課	現年分	-	-	-	57.0%	-	-
			滞納繰越分	-	-	-	-	0.0%	100.0%
13	子育て世帯生活支援特別給付金返還金	子ども未来課	現年分	-	-	-	-	30.0%	-
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	42.9%
14	堤防道路水面使用料	建設課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	100.0%	-	100.0%	-	-
15	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
16	生活援助員派遣入居者使用料	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
17	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	現年分	17.0%	18.0%	19.0%	11.8%	8.3%	17.6%
			滞納繰越分	7.6%	7.3%	7.4%	5.7%	4.1%	4.2%
18	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	現年分	84.0%	84.0%	85.0%	93.8%	87.1%	83.6%
			滞納繰越分	9.4%	9.0%	9.2%	12.4%	11.3%	16.6%

(別表1)

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率			徴収実績率		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				現年分	滞納繰越分		現年分	滞納繰越分	
19	生活保護費不正受給損害賠償金	生活支援課	現年分	-	-	-	-	-	-
			滞納繰越分	1.2%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	-
20	市有土地建物貸付料	公共施設管理課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%	96.0%	90.1%	94.5%
			滞納繰越分	12.0%	7.0%	9.0%	8.3%	3.4%	14.9%
21	奨学資金貸付金	学校教育課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	52.4%	37.5%	88.4%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%	34.8%	69.2%	42.1%
22	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	現年分	100.0%	85.0%	85.0%	86.6%	94.5%	56.7%
			滞納繰越分	-	90.0%	90.0%	88.0%	65.9%	29.2%
23	公費医療費第三者行為返還金	健康増進課	現年分	-	-	-	-	-	-
			滞納繰越分	-	100.0%	-	83.3%	100.0%	-
24	市営住宅使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	99.0%	98.9%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%	43.4%	27.5%	33.3%
25	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	99.1%	99.7%
			滞納繰越分	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
26	市営駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	96.7%	99.3%	100.0%
			滞納繰越分	10.0%	40.0%	30.0%	0.0%	52.6%	13.3%
27	住宅新築資金等貸付金	人権男女共同参画課	償還率	91.5%	96.5%	97.0%	97.1%	98.4%	98.6%
28	水道料金	上水道課	現年分	99.3%	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	87.0%	65.0%	66.0%	63.4%	51.6%	56.8%
29	診療費	収納課	現年分	97.8%	-	-	99.4%	-	-
			滞納繰越分	30.0%	35.0%	70.0%	26.1%	16.0%	20.0%
30	病後児保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
31	延長保育料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
32	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
33	保育園主食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
34	保育園通園バス利用料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
35	保育園副食費	さくら保育園	現年分	-	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-

債権放棄及び不納欠損状況

(別表2)

(単位:千円)

No.	債権名	所管課	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額
1	市税	収納課	不要	19,413	141,794	不要	11,826	122,618	不要	12,877	128,321
2	国民健康保険税	収納課	不要	20,653	108,804	不要	17,854	95,371	不要	13,178	92,858
3	介護保険料	収納課	不要	1,450	6,434	不要	1,311	5,808	不要	1,088	4,938
4	後期高齢者医療保険料	収納課	不要	560	2,901	不要	427	2,180	不要	311	1,814
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	不要	69	3,135	不要	247	2,952	不要	515	2,464
6	公共下水道使用料	下水道課	不要	976	19,767	不要	1,203	21,181	不要	1,411	13,286
7	地城下水道使用料	下水道課	不要	230	3,959	不要	433	3,226	不要	397	1,181
8	保育料徴収金(公立)	こども未来課	不要	61	105	不要	0	0	不要	0	0
9	保育料徴収金(私立)	こども未来課	不要	1,601	822	不要	260	536	不要	77	976
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	こども未来課	不要	0	3,865	不要	0	3,776	不要	0	3,597
11	児童扶養手当返還金(不当利得)	こども未来課	不要	0	4,762	不要	0	4,737	不要	0	4,448
12	児童手当返還金(不当利得)	こども未来課	不要	0	30	不要	0	30	不要	0	0
13	子育て世帯生活支援特別給付金返還金	こども未来課	-	-	-	0	0	70	0	0	40
14	堤防道路水面使用料	建設課	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
15	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
16	生活援助員派遣入居者使用料	介護保険課	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
17	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	不要	0	67,416	不要	3,386	66,726	不要	9,007	58,372
18	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	不要	0	11,364	不要	853	11,625	不要	164	10,981

No.	債権名	所管課	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額
19	生活保護費不正受給損害賠償金	生活支援課	0	0	5,365	0	5,365	0	-	-	-
20	市有土地建物貸付料	公共施設管理課	720	720	2,445	0	0	2,880	0	0	2,718
21	奨学資金貸付金	学校教育課	0	0	1,304	0	0	1,179	515	515	189
22	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	不要	2	314	不要	6	223	0	0	746
23	公費医療費第三者行為返還金	健康増進課	0	0	5	0	0	0	-	-	-
24	市営住宅使用料	都市計画課	384	384	4,447	152	231	3,756	174	194	2,784
25	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	0	0	36	0	0	26	0	0	9
26	市営駐車場使用料	都市計画課	0	0	329	61	61	135	0	0	118
27	住宅新築資金等貸付金	人権男女共同参画課	15,898	18,282	52,397	20,522	22,581	28,560	2,893	2,893	24,910
28	水道料金	上水道課	2,455	2,422	19,782	2,422	2,441	20,396	3,387	3,257	11,496
29	診療費	収納課	0	0	10,583	2,301	4,297	4,566	607	610	3,031
30	病後児保育利用負担金	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	延長保育料	さくら保育園	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
32	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	保育園主食費	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	保育園通園バス利用料	さくら保育園	0	0	0	-	-	-	-	-	-
35	保育園副食費	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			19,457	66,823	472,165	25,458	72,782	402,557	7,576	46,494	369,277

目標徴収率

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率(%)		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	市税	収納課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	32.7%	32.8%	32.9%
2	国民健康保険税	収納課	現年分	95.4%	95.5%	95.6%
			滞納繰越分	27.1%	27.2%	27.3%
3	介護保険料	収納課	現年分	99.8%	99.8%	99.8%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
4	後期高齢者医療保険料	収納課	現年分	99.9%	99.9%	99.9%
			滞納繰越分	50.0%	50.0%	50.0%
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
6	公共下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	50.0%	50.0%	50.0%
7	地域下水道使用料	下水道課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
8	保育料徴収金(公立)	こども未来課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
9	保育料徴収金(私立)	こども未来課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	こども未来課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	20.0%	20.0%	20.0%
11	児童扶養手当返還金(不当利得)	こども未来課	現年分	90.0%	90.0%	90.0%
			滞納繰越分	10.0%	15.0%	20.0%
12	児童手当返還金(不当利得)	こども未来課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	50.0%	100.0%	-
13	子育て世帯生活支援特別給付金返還金	こども未来課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	-	-	-
14	堤防道路水面使用料	建設課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
15	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
16	生活援助員派遣入居者使用料	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-

(別表3)

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率(%)		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
17	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	現年分	20.5%	21.0%	21.5%
			滞納繰越分	7.6%	7.7%	7.7%
18	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	現年分	86.5%	87.0%	87.5%
			滞納繰越分	15.0%	15.0%	15.0%
19	市有土地建物貸付料	公共施設管理課	現年分	95.0%	95.0%	95.0%
			滞納繰越分	10.0%	10.0%	10.0%
20	奨学資金貸付金	学校教育課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
21	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	現年分	85.0%	85.0%	85.0%
			滞納繰越分	50.0%	50.0%	50.0%
22	市営住宅使用料	都市計画課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
23	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
24	市営駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	100.0%
25	住宅新築資金等貸付金	人権男女共同参画課	償還率	98.7%	98.8%	98.9%
26	水道料金	上水道課	現年分	98.1%	98.1%	98.1%
			滞納繰越分	58.0%	60.0%	62.0%
27	診療費	収納課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	17.5%	14.5%	14.4%
28	延長保育料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
29	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
30	保育園主食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
31	保育園副食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-